

浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、がんになっても自分らしく生き活きと働き、安心して暮らせる地域社会を実現するため、がん患者の治療と就労の両立支援の普及啓発を促進する事業を行うものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条に掲げる事業を行うものは、浜松市内を活動地域とする法人その他の団体(以下「補助事業者」とする。)とする。

2 補助事業者は、市税を完納している者であること。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次に掲げる浜松市内で開催する事業とする。

(1) 講師を招聘した研修会・講演会、社会保険労務士及び医療関係者を含めた意見交換会・グループワーク等の開催事業

(2) 就労支援に係る意識啓発のための市民公開講座等の開催事業

(補助金交付額)

第4条 前条に規定する補助対象事業の補助金は、1 補助事業者につき、次の(1)及び(2)に定める額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を上限とする。

(1) 別表の第1欄に定める基準額

(2) 別表の第2欄に定める対象経費から寄附金その他収入額(ただし、第3条(1)の事業については、参加者等の負担金、共催金等を除く)を控除した額

2 次の経費は、補助対象外経費とする。

(1) 専ら特定個人・事業者の利益となる事業に係る経費

3 補助金の交付にあたっては、1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長に対し、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 事業計画書(様式第3号)

(2) 収支予算書(様式第4号)

(3) 市税納付・納入確認同意書(様式第5号)

(4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(地方税法に規定する特別徴収義務者に該当する場合)

(5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第6号)

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の交付の決定をする際は、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金に要する経費の配分の変更(補助対象経費の20%以下の変更を除く。)をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、補助金交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(変更の交付申請)

第8条 前条第1号の承認は、変更交付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。

(1) 変更後の事業計画書(様式第3号)

(2) 変更後の収支予算書(様式第4号)

(変更の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の変更の交付又は不交付を決定したときは、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告するものとする。

(1) 事業報告書(様式第9号)

(2) 収支決算書(様式第10号)

(額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告があったときは、書類審査等を行ったうえ、補助金額を確定し、その旨を確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知し交付するものとする。

2 市長は、書類審査にあたり前条各号に掲げる書類のほか、必要な書類の提出を求め、又は調査を行うことができる。

(請求の手續)

第12条 補助金の確定を受けた者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類

請求書(様式第12号) 1部

(2) 提出期限

補助金の確定通知書受領後10日以内

(補助金の支払い)

第13条 市長は、補助金の額の確定後、前条の規定による請求書の受領をもって補助金を支払うものとする。

(補助金の取り消し等)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 事業の全部又は一部を中止したとき

(2) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	
600,000 円(年額)	事業を実施するために必要な経費のうち、以下のものを対象経費とする。	
	賃金	一時的に雇い上げたアルバイト賃金
	謝金	講師、協力者等への謝礼、会議出席者に対する費用弁償
	旅費	事業従事者、招聘した講師等の交通費・宿泊費
	参加料	研修の受講料等
	会議費	会議資料代等
	消耗品費	単価2万円未満の材料代、事務用品代、用紙代等
	印刷製本費	報告書、チラシ、パンフレット等の印刷経費
	通信運搬費	電話代、宅配・郵便代等
	役務費	手数料、広告宣伝費、保険料等
	使用料・賃借料	会場借上料、機器等のレンタル料等
	委託料	委託料

様式第 1 号

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

(補助事業者)

所在地

名称

代表者

浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金 交付申請書

浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

事業の名称	
事業の目的	
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助対象経費	円
交付申請額及び その算定方法	円 補助対象経費又は補助限度額 × 1 / 2
添付書類	1 事業計画書 (様式第 3 号) 2 収支予算書 (様式第 4 号) 3 市税納付・納入確認同意書 (様式第 5 号) 4 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し (地方税法に規定する特別徴収義務者に該当する場合) 5 暴力団排除に関する誓約書 (様式第 6 号)

【交付申請事務に係る担当者及び連絡先】

担当者名	
連絡先	TEL : FAX : E-mail :

様式第 2 号

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

(補助事業者)

所在地

名称

代表者

浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金 変更交付申請書

平成 年 月 日付け浜松市指令健医第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

事業の名称	
事業の目的	
補助対象経費	円
交付申請額及び その算定方法	円 補助対象経費又は補助限度額 × 1 / 2
添付書類	1 変更後の事業計画書 (様式第 3 号) 2 変更後の収支予算書 (様式第 4 号)

【交付申請事務に係る担当者及び連絡先】

担当者名	
連絡先	TEL : FAX : E-mail :

様式第3号

事業計画書

事業の名称	
事業の種別	講師を招聘した研修会・講演会等の開催(交付要綱第3条(1)) 市民公開講座等の開催 (交付要綱第3条(2)) 該当する種別の を黒く塗りつぶしてください。
事業実施予定地域 (地区名、範囲等)	
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
参加機関 若しくは対象者	
事業の内容	いつ、どこで、誰を対象に、どのような活動をするのか、箇条書きでまとめてください。(別紙可) ・ ・ ・ ・ ・
事業実施にあたってのスケジュール	

様式第4号

収支予算書

	項目	予算額	積算の内訳
収入			
	合計		

	項目	予算額	積算の内訳
支出			
	合計		

様式第5号

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

(取扱い) 健康医療課

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金交付要綱第2条第2項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金

様式第6号

暴力団排除に関する誓約書

浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様式第7号

浜松市指令健医第 号
平成 年 月 日

(補助事業者) 様

浜松市長 印

浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金(変更)交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金については、下記のとおり条件を付して交付(不交付)の決定をしたので通知します。

記

1 交付決定額(変更の場合は、変更後の交付決定額、不交付の場合は、その理由)

百万			千			円
¥						

2 交付条件

- (1) 補助金は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業を中止し又はその内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認をうけること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示をうけること。
- (4) 補助事業の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (6) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (8) 条件(5)、条件(6)及び条件(7)のほか、規則の各規定に基づく市長の指示に従うこと。

様式第 8 号

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

(補助事業者)

所在地

名称

代表者

浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金 実績報告書

平成 年 月 日付け浜松市指令健医第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

事業の名称	
事業完了年月日	平成 年 月 日
補助金交付決定額	円
補助確定額及び その算定方法	円 補助対象経費又は補助限度額 × 1 / 2
情報の公表の内容 方法及び記事	
添付書類	1 事業報告書 (様式第 7 号) 2 収支決算書 (様式第 8 号) 3 補助対象事業の開催案内・チラシ、会議次第、参加者の所属機関名が分かる受付名簿 (ただし、市民公開講座等を除く)

【実績報告事務に係る担当者及び連絡先】

担当者名	
連絡先	TEL : FAX : E-mail :

様式第9号

事業報告書

事業の名称	
事業の種別	講師を招聘した研修会・講演会（交付要綱第3条(1)） 市民公開講座の開催（交付要綱第3条(2)） 該当する種別の を黒く塗りつぶしてください。
参加機関 若しくは対象者	
事業の実績	数字（参加者数等）を使って、いつ、どこで、誰を対象に、どのような活動をしたか、箇条書きでまとめてください。（別紙可） ・ ・ ・ ・ ・
今後の課題	

様式第10号

収支決算書

	項目	決算額	積算の内訳
収入			
	合計		

	項目	決算額	積算の内訳
支出			
	合計		

様式第 11 号

浜 健 医 第 号
平成 年 月 日

(補助事業者) 様

浜松市長 印

浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金 確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のありました浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

百万			千			円
¥						

様式第12号

請 求 書

金 円也

ただし、平成 年 月 日付浜健医第 号により補助金交付の確定を受けた
浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
代表者の氏名
又は名称

印

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号